

令和3年第6回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和3年6月10日(木) 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所51号会議室

出席委員 14人

内田 浩明 (会長)
古城 義郎 (副会長)
尾上 光洋
田上 慎一
濱田 陽子
丸木 義寛
濱崎 仁道
畑田 香織
松岡 秀一
上田 清史
福田 榮一
大園 正道
齊藤 健
前田 真也

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔
次長 田中 雅之
書記 坂西 正光
書記 殿崎 裕樹
書記 平田 龍朗

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積
計画について

議案第33号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

報告第16号 農地改良届けについて

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第18号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第19号 許可不要転用届について

第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和3年第6回総会を開催致します。本日は14名中14名出席ですので総会は成立しています。本日は議題5件、報告4件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

2件です。

受付番号1

（譲渡人）荒尾市府本の個人

（譲受人）玉名郡長洲町梅田の個人

（土地の所在地）府本の畑、面積418㎡ 外2筆 合計671㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

受付番号2

（譲渡人）荒尾市府本の個人

（譲受人）玉名郡長洲町梅田の個人

（土地の所在地）府本の田、面積1,371㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

受付番号1と2の譲受人は同一で、所有権を移転される農地は4筆とも隣接しています。現地の状況ですが、現在は耕作されていません。譲受人は畜産業を営んでおり、譲渡人の畜舎を譲り受ける計画があり、申請地で飼料作物を耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員である当方より説明します。

委員 譲渡人は数年前に酪農業を廃業されています。当農地は畦道が無いため、一体的に新規就農者により耕作をされていました。しかし、2年ほど前に耕作をやめたため、今回の所有権移転に至ったものです。譲受人は高齢ですが、いずれ子が畜産業を継ぐ意向があるため、問題はないと思います。

議長 この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請についてです。

3件です。

受付番号1

(貸出人) 荒尾市府本の個人

(借受人) 荒尾市府本の個人

(土地の所在地) 府本の田、面積 3,719 m²

(貸出理由) 労力不足

(借受理由) その他

農地の維持管理を条件とした使用貸借契約です。現地の状況ですが、管理された農地です。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号 2

(貸出人) 荒尾市野原の個人
(借受人) 荒尾市野原の個人
(土地の所在地) 野原の畑、面積 1,962 m²
(貸出理由) 労力不足
(借受理由) 新規就農

受付番号 3

(貸出人) 荒尾市野原の個人
(借受人) 荒尾市野原の個人
(土地の所在地) 野原の畑、面積 2,005 m²
(貸出理由) 労力不足
(借受理由) 新規就農

受付番号 2 と 3 の借受人は同一で、権利を設定される農地は隣接しています。現地の状況ですが、ぶどうの栽培をされており、今後もぶどうを栽培される計画です。新規就農のため、使用貸借権を設定されるものですが、徐々に経営を拡張されるものと思われます。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。受付番号 1 について担当委員である当方より説明します。

受付番号 1 委員

申請地は、以前は市外者により耕作をされていましたが、今回新たな借受人に対して権利設定を行うものです。特に問題はないと思います。

議長 この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 2, 3 委員

新規就農のため、使用貸借権を設定されるものですが、いずれは補助金等を活用した農地の取得を考えているそうです。特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

4 件です。

受付番号 1

(譲渡人) 荒尾市川登の個人

(譲受人) 荒尾市原万田の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 249 m²

(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

譲渡人と譲受人は親子です。現地の状況ですが、農地の一部を分筆して、隣接する宅地と合わせて事業地とするものです。残る農地への進入は、所有者である譲渡人の自宅が隣接するため可能です。給水は市上水、生活雑排水・汚水は市下水道への接続、雨水は浸透枡を設置し、地下浸透及び道路側溝へ排水する計画です。隣接農地の営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

(譲渡人) 荒尾市増永の個人

(譲受人) 荒尾市増永の個人

(土地の所在地) 増永の畑、面積 410 m²

(転用目的) 一般住宅で、第 1 種農地 [例外規定の集落接続]

申請地付近は立地が良いことから転用申請が多い地域です。現地の状況ですが、耕作をされていない農地です。一般住宅と、進入路及び駐車場 2 台分を建設する計画です。給水は市上水、生活雑排水・汚水は市下水道への接続、雨水は宅内浸透枡を設置し、地下浸透及び道路側溝へ排水する計画です。隣接農地の営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 3

(譲渡人) 荒尾市増永の個人

(譲受人) 荒尾市増永の個人

(土地の所在地) 増永の畑、面積 509 m²

(転用目的) 貸駐車場で、第 3 種農地

現地の状況ですが、申請地は隣接する道路より 60 センチメートルほど低いですが、盛土を行い道路と同じ高さに合わせる計画です。道路側以外の 3 面はコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画です。申請地の近隣に所在する事業所の、事業用車両 10 台の駐車場として使用されるものです。駐車場のため給水・生活雑排水・汚水は無く、雨水は自然浸透する計画です。隣接農地の営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 4

(譲渡人) 荒尾市野原の個人

(譲受人) 荒尾市野原の個人

(土地の所在地) 野原の畑と田、面積 387 m² 外 1 筆 合計 620 m²

(転用目的) 駐車場・資材置場で、第 3 種農地

現地の状況ですが、譲受人は、申請地の隣地で個人事業所を経営されていま

す。個人事業地が隣接する市道の拡張により縮小したため、申請地を代替え地とするものです。駐車場 4 台分及び資材置場として使用される計画です。駐車場及び資材置場のため、給水・生活雑排水・汚水は無く、雨水は自然浸透及び市道側溝へ排水する計画です。隣接農地の営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 **委員**

周囲は住宅地であり農地は無いため、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 2 **委員**

集落への接続について理解しがたかったが、事務局より道を挟み対面で接続していると説明を受けています。隣接する農地は山林化しており、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号3 委員

周囲は住宅に囲まれており、コンクリートブロックを設置されています。今回改めてコンクリートブロックを設置されるとのことであり、周囲に農地は無いため問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

委員 申請農地の区分は第3種で、道向かいに位置する受付番号2の農地は第1種ですが、この区分けについて、いつどのような理由により決まったものか、また変えられるものかを次回以降の定例会にて教えて頂きたい。今回の申請に対して反対する訳では無いです。

事務局 申請農地は都市計画法に定められる用途地域内に位置するため第3種に該当するものですが、用途地域がいつ設定されたかについては次回以降に回答します。

議長 その他質疑等ないでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号4 委員

周囲に農地はなく問題は無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画についてです。今回は、令和 3 年 6 月 15 日公告予定です。今回が 6 回目の利用権設定となっております。今回の設定面積ですが、利用権の 3 年間の再設定が畑で 3,924 m²、5 年間の再設定が田で 7,765 m²、畑で 3,025 m²、10 年間の再設定が畑で 37,054 m²、所有権移転が畑で 11,779 m²です。第 1 回からの合計は 98,488 m²となっております。

1 件目

利用権再設定

(借り人) 荒尾市蔵満の個人

(貸し人) 荒尾市増永の個人

(利用権を設定する土地) 増永の田、面積 2,282 m²

利用目的は水稻で、期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 5 年間、借賃は 1 筆当り物納年間米 60 k g です。

2 件目

利用権再設定

(借り人) 荒尾市樺の個人

(貸し人) 荒尾市牛水の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の畑、面積 800 m²

利用目的はタバコで、期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 5 年間、借賃は 10 a 当り年間 10,000 円です。

3 件目

利用権再設定

(借り人) 荒尾市樺の個人

(貸し人) 荒尾市牛水の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の畑、面積 697 m²

利用目的はタバコで、期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 5 年間、借賃は 10 a 当り年間 10,000 円です。

4 件目

利用権再設定

(借り人) 荒尾市樺の個人

(貸し人) 荒尾市牛水の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の畑、面積 602 m²

利用目的はタバコで、期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 5 年間、借賃は 10 a 当り年間 10,000 円です。

5 件目

利用権再設定

(借り人) 荒尾市樺の個人

(貸し人) 荒尾市牛水の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の畑、面積 926 m²

利用目的はタバコで、期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 5 年間、借賃は 10 a 当り年間 10,000 円です。

6 件目

利用権再設定

(借り人) 荒尾市川登の個人

(貸し人) 荒尾市川登の個人

(利用権を設定する土地) 川登の畑、面積 3,924 m²

利用目的は梨で、期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 3 年間、借賃は 1 筆当り年間 200,000 円です。

7 件目

利用権再設定

(借り人) 荒尾市平山の個人

(貸し人) 神奈川県藤沢市石川の個人

(利用権を設定する土地) 上平山及び上井手の田、面積 1,425 m² 外 3 筆 合計 3,401 m²

利用目的は米で、期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 5 年間、借賃は 10 a 当り年間 5,000 円です。

8 件目

利用権再設定

(借り人) 福岡県みやま市山川町立山の個人

(貸し人) 福岡県筑後市前津の個人

(利用権を設定する土地) 樺の畑、面積 2,559 m² 外 2 筆 合計 37,054 m²

利用目的はみかんで、期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日までの 10 年間、借賃は 3 筆合計で年間 500,000 円です。

9 件目

利用権再設定

(借り人) 荒尾市府本の個人

(貸し人) 荒尾市府本の個人

(利用権を設定する土地) 平山の田、面積 2,082 m²

利用目的は野菜で、期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 5 年間で、使用貸借権を設定するものです。

10 件目

所有権移転

(譲受人) 熊本市西区河内町白浜の個人

(譲渡人) 公益財団法人 熊本県農業公社

(利用権を設定する土地) 樺の畑、面積 4,017 m² 外 3 筆 合計 11,779 m²

利用目的はみかんで、所有権移転の時期は、令和 3 年 6 月 20 日で、対価は 123 万円です。

議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは当議案について決定します。続きまして、**議案第 33 号 農業委**

員会事務の実施状況等の公表について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 33 号 農業委員会事務の実施状況等の公表についてです。農業委員会事務の実施状況について、全農業委員会が目標計画に対しての活動実績を農林水産省が取りまとめ、平成 28 年より毎年 6 月末までに公表しているものです。引用しております農業センサスの集計値については、まだ 2020 年度分は概要版で市町村までの統計データは確定しないため 2015 年度データです。記載内容は今年度の目標及び活動計画として、農業委員会の状況、担い手への農地利用集積・集約化、遊休農地に対する措置や、昨年度の活動計画に対しての実績値等についてです。本日の総会にて承認を頂いた後に県及び熊本県農業会議へ報告し、市のホームページに掲載することとします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは当議案について決定したいと思います。これで本日の審議は終わりました。報告事項について事務局より一括で説明をお願いします。

(事務局説明)

報告第 16 号 農地改良届けについて 1 件

事務局 農地法第 3 条により取得した段々となっている農地の高さを揃え、作業効率を良くするため改良するものです。隣接する農地所有者からの同意書と地元農業委員、水利組合からも同意を得た書類に加えて、誓約書として耕作に専念する旨の添付提出があっています。

議長 ありがとうございます。それでは、この件につきまして担当委員は説明をお願いします。

委員 農地法第 3 条で取得した農地が耕作まで至っていない状況であり、改良されてじゃがいもを耕作し、姿勢を見せて頂かないと別な農地取得は認められないと考えます。

報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について 1 件

報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届けについて 1 件

報告第 19 号 許可不要転用届について 1 件

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見御質問を受付けます。何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

議長 それでは本日の議案はすべて終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡

○荒尾市農業振興支援制度（案）について

○農地意向カードについて

○熊本県農業会議総会、会長・事務局長会議について

議長 ありがとうございます。他に何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

議長 それでは、これもちまして令和 3 年第 6 回総会を終了します。